

消 防 計 画

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この計画は、問屋町センター第 2 ビルの防火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第 2 条 この計画は、問屋町センター第 2 ビルに勤務し又は出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者の権限と業務)

第 3 条 防火管理者は、高崎卸商社街協同組合 事務局主任 中井裕之とし、この計画についての一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施
- (3) 建物等の自主検査及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検の実施とその指導監督
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の把握と安全管理
- (6) 管理権原者に対する助言及び報告
- (7) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第 4 条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

第 2 章 予 防 管 理 対 策

(予防管理組織)

第 5 条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに自主点検検査員は、建物、火気使用器具等及び消防用設備等・特殊消防用設備等の自主検査を行うものとする。

(火元責任者の業務)

第 6 条 火元責任者は、防火管理者を補佐し、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具等の日常の維持管理について別に定める点検表に基づき点検を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。
- (2) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置について別に定める点検表に基づき点検を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

(自主点検検査員の業務)

第 7 条 自主点検検査員は、次の業務を行うものとする。

- (1) 自主点検検査員は、電気設備及び消防用設備等・特殊消防用設備等について別に定める点検表に基づき点検を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。
- (2) 自主点検検査員は、建築設備及び危険物施設等について別に定める検査表に基づき検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

(消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検及び報告)

第 8 条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、次のとおり行うものとする。

- (1) 法定点検は、ケービックス㈱に委託して、定期的に行うものとする。
なお、別に定める計画表「別表 1」に基づき、機器点検については 6 ヶ月ごとに、総合点検については、年 1 回行うものとする。
- (2) 点検結果については、「防火管理維持台帳」に記録するとともに、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検の結果を、3 年に 1 回 高崎北消防署長に報告しなければならない。

(防火管理の業務委託)

第9条 高崎卸商社街協同組合は、問屋町センター第2ビルの防火管理業務の一部を遠隔監視方式で、次のとおり委託する。

(1) 受託者の氏名及び住所

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ア. 氏名(名称) | ALSOK 群馬(株) |
| | 代表取締役 樋田 浩二 |
| イ. 住所 | 前橋市大渡町 2-1-5 |
| ウ. 電話 | 0 2 7 (2 5 2) 5 4 5 4 |
| エ. 担当事務所 | ALSOK 群馬(株)高崎支店 |
| (ア)住所 | 高崎市問屋町 2-9-4 |
| (イ)電話 | 0 2 7 (3 6 3) 1 2 3 9 |

(2) 受託者の行う防火管理業務の範囲

- ア. 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務
- イ. 火災が発生した場合の初動措置
(初期消火、119番通報及び関係者への連絡)
- ウ. その他

(3) 受託者の行う防火管理業務の方法

- ア. 待機場所は、担当事務所とする。
- イ. 到着所要時間は、約3分とする。
- ウ. 区域は、敷地内全域にわたるものとする。
- エ. 委託する期間
- (ア)平日は 17:00 以降 15 時間とする。
- (イ)休日は (土・日・祝日) 終日 24 時間とする。

第 3 章 火 災 予 防 措 置

(防火管理者への連絡事項)

第10条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他、防火管理上必要な事項

(従業員の遵守事項)

第11条 防火施設の機能を有効に保持するため、問屋町センター第2ビルに
出入りする者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の周囲には、装飾等せずその機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合は、消防機関(119)に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は、指定した場所で行うこと。

(火気使用時の遵守事項)

第12条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 厨房内は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前使用後必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
- (4) 終業時には、吸殻等を指定場所へ集めること。

第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織と任務分担)

第13条 問屋町センター第2ビルの自衛消防組織として理事長を自衛消防隊長とし自衛消防隊の編成と任務分担を「別表2」のとおり指定する。

(避難経路図等)

第14条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するために消防用設備等・特殊消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を、明示した避難経路図を「別添1」のとおり作成し従業員すべてに周知徹底しなければならない。

第 5 章 震 災 対 策

(震災予防措置)

第 1 5 条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため第 2 章に基づく各施設器具の点検検査に合わせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び、陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査
- (3) 危険物施設における危険物品等の転倒、落下等の有無の検査

(地震後の安全措置)

第 1 6 条 各火元責任者は地震後、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い防火管理者に報告し、その安全を確認後、使用を開始すること。

(地震時の活動)

第 1 7 条 地震時の活動は第 4 章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は、被害状況を店内放送等により全従業員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。
- (3) 関係防災機関（消防署、市役所等）から情報を積極的に収集すること。
- (4) 避難場所は、高崎市浜尻町「高崎市立浜尻小学校」とする。
- (5) 避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

第 6 章 防 災 教 育 及 び 消 防 訓 練

(防災教育の実施時期及びその内容)

第 18 条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

対 象 者	実施回数	内 容
全 従 業 員	1 年に 1 回	(1) 消防計画の周知徹底
		(2) 火災予防上の遵守事項
		(3) 従業員各自の任務及び責任の周知徹底
		(4) 震災対策に関する基本的事項
新 入 社 員	そ の 都 度	(5) その他火災予防上必要な事項

(消防訓練の実施時期及びその内容)

第 19 条 防火管理者は、次により消防訓練を実施するものとする。

種 別	実施月日	訓 練 内 容
総 合 訓 練	11 月下旬	通報、消火、避難誘導の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は、消防機関への指導を要請する

(訓練の実施報告)

第 20 条 防火管理者は、消防訓練を実施する場合は、「消防訓練実施計画書」により、あらかじめ高崎北消防署宛通知するものとする。

附 則

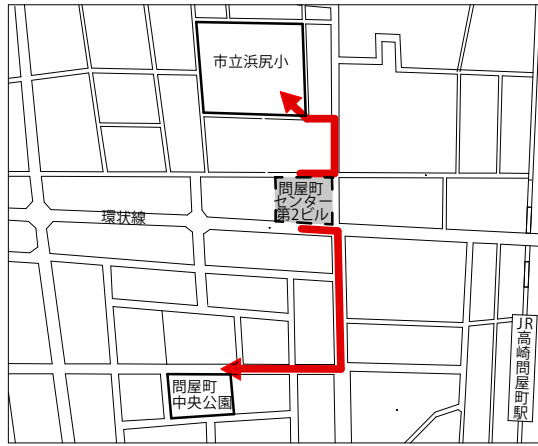
この消防計画は、令和 2 年 9 月 8 日から実施する。

別表 1

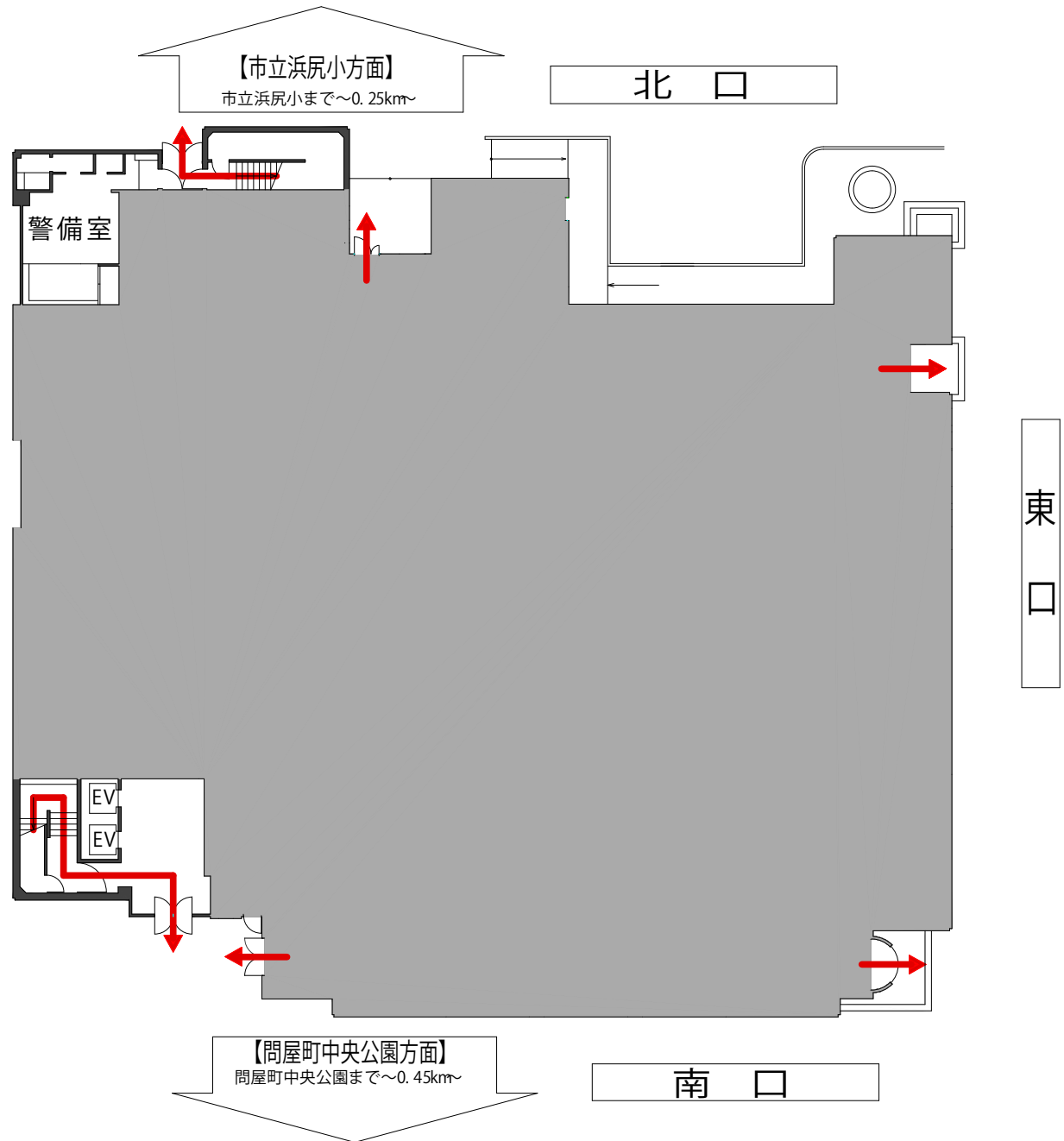
消防用設備等・特殊消防用設備等点検計画表

点検実施月 及び点検区分 消防用設備等の種類	点検実施月	
	機器点検	総合点検
消火器	4月 10月	
屋内消火栓設備	4月 10月	10月
自動火災報知設備	4月 10月	10月
誘導灯設備	4月 10月	
連結送水管設備	4月 10月	10月
非常電源 (GC回路)	4月 10月	10月
配線		10月
	月 月	月
	月 月	月
	月 月	月

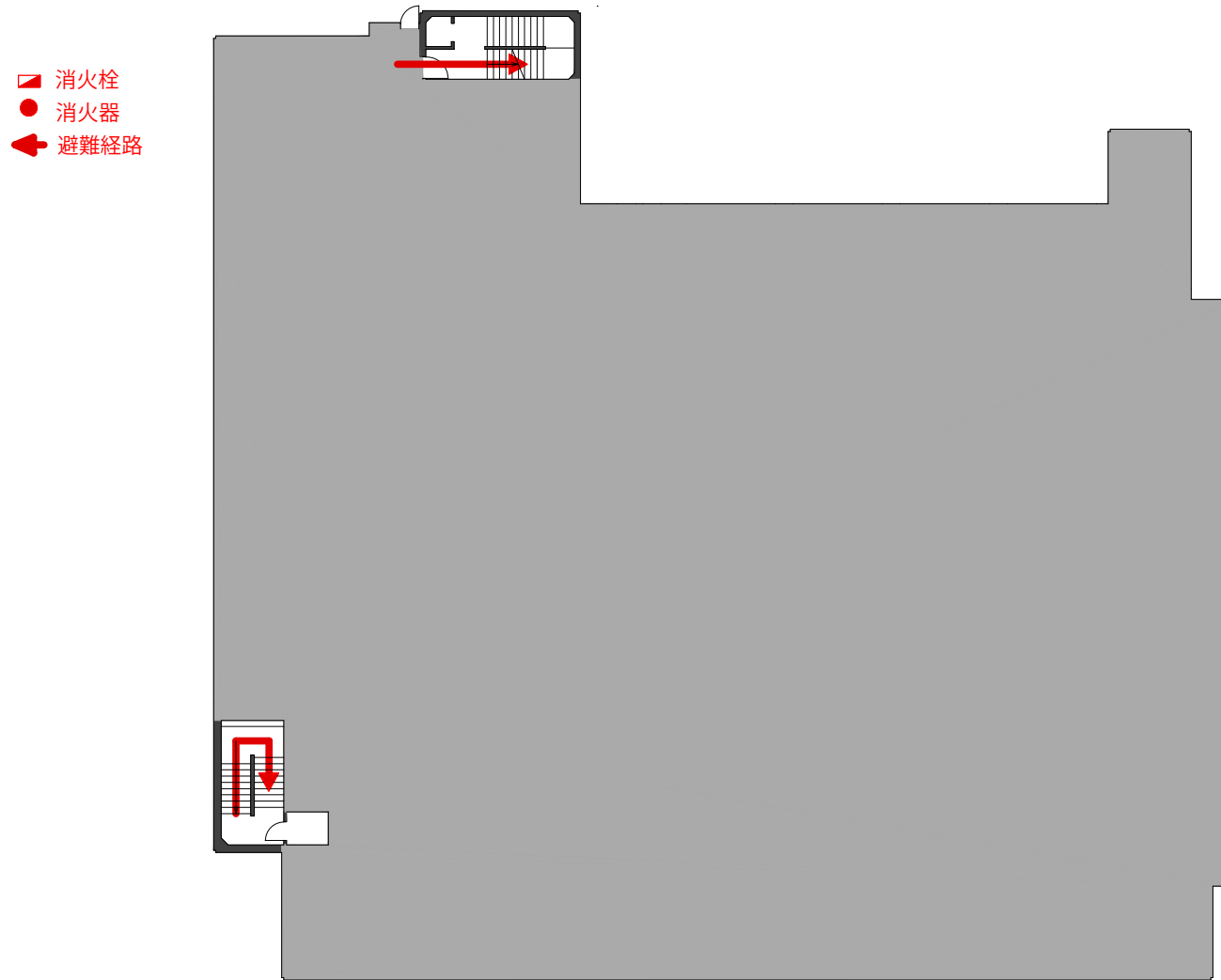
問屋町センター第2ビル【1F】避難経路図



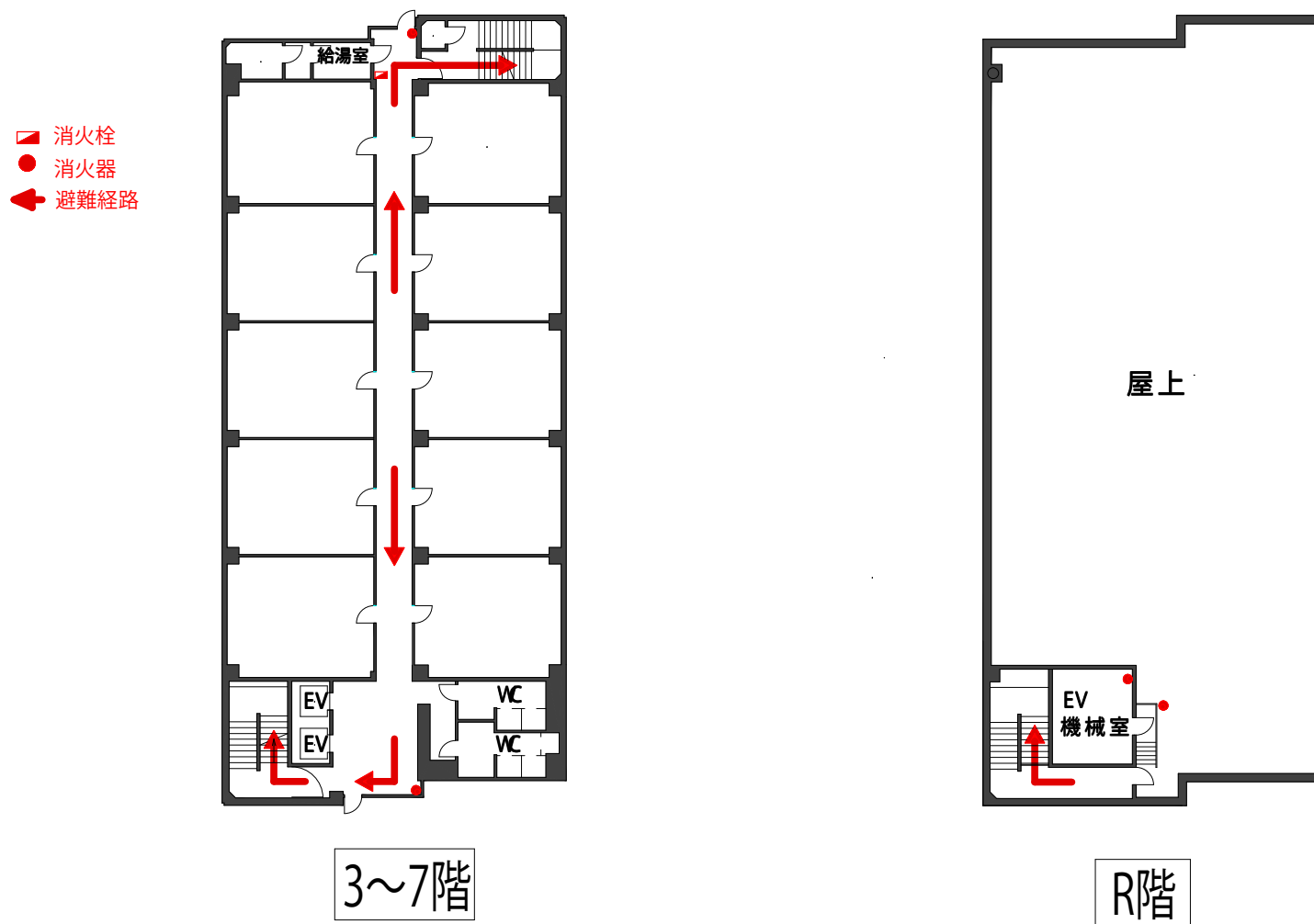
- 消火栓 (Fire hydrant)
- 消火器 (Fire extinguisher)
- 避難経路 (Evacuation route)



問屋町センター第2ビル【2F】避難経路図



問屋町センター第2ビル【3～7～R階】避難経路図



別表 2

自衛消防組織編成表と任務

- 自衛消防隊長 杉浦 幸男 (自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う)
 (代理者)
- 自衛消防副隊長 中井 裕之 (隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する)
 (代理者)
- 地区隊長 ★ (担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防隊長(本部)への報告連絡を行う)

自衛消防隊の編成(平常時)

- | | |
|---|--|
| <p>3階 地区隊長
★高柳 聡
(群馬土地)</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡通報担当：多田智子(税理士会) 初期消火担当：寺崎 玄(群馬土地) 避難誘導担当：山口佳子(カウンセラー) (安全防護担当) (応急救護担当) | <p>4階 地区隊長
★室賀康志
(室賀法律事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡通報担当：関口利明(トブレック) 初期消火担当：平沼悠太(日立空調) 避難誘導担当：関口陽介(日立GSL) (安全防護担当) (応急救護担当) |
| <p>5階 地区隊長
★星名よう子
(住友生命)</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡通報担当：大塚加奈(セメント) 初期消火担当：彼島 達(住友) 避難誘導担当：春田英二(東芝) (安全防護担当) (応急救護担当) | <p>6階 地区隊長
★梶澤 均
(シスプラ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡通報担当：原嶋修蔵(シスプラ) 初期消火担当：鍛泊野 達(淀鋼) 避難誘導担当：高橋いづみ(淀鋼) (安全防護担当) (応急救護担当) |
| <p>7階 地区隊長
★沼田 賢
(プラス)</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡通報担当：細井 明(関東化学) 初期消火担当：福谷匡記(プラス) 避難誘導担当：高橋勝幸(関東化学) (安全防護担当) (応急救護担当) | <p>※ () 内については、事業所の規模により必要に応じて編成する。</p> |

平常時の任務		警戒宣言、大雨洪水特別警報等発令時の隊編成と任務
連絡通報担当	消防機関への通報及び通報の確認、館内への非常放送ならびに指示命令伝達、関係者への連絡	情報収集担当として編成し、テレビ、ラジオ、インターネット等により情報を収集する。
初期消火担当	出火場所への急行、消火器等による初期消火	点検担当として編成し、担当区域の転倒、落下防止措置を行う。
避難誘導担当	出火時における避難者の誘導、負傷者及び逃げ遅れた者の確認、非常口の開放ならびに開放の確認と避難障害物品の除去	平常時と同様の編成とし、本部の指揮により避難誘導を行う。
安全防護担当	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	点検担当として編成し、上記の初期消火担当の任務に同じ。
応急救護担当	応急救護所の設置、負傷者に対する応急救護、救急隊との連携、情報の提供	応急措置担当として編成し、危険個所の補強・整備、救出資機材等の確認を行う。

問屋町センター第2ビル入居テナント火元責任者一覧

No.	入居テナント	入居部屋	火元責任者	役職	TEL	FAX
1	(一社)日本産業カウンセラー協会	301,302,303,404	ヤマグチ ヨシコ 山口 佳子	事務局長	365-2575	395-5020
2	関東信越税理士会	304	タダ トモコ 多田 智子	事務員	361-7788	363-5923
3	(株)サポート	305	オカモト リョウタ 岡本 亮太	所長代理	370-2055	370-2056
4	テルモ(株)	306,307	スズキ ヒロユキ 鈴木 宏幸	高崎オフィス管理者	363-7137	363-7137
5	群馬土地(株)高崎支店	308,309	タカヤナギ ソウ 高柳 聡	支店長	363-6095	361-1067
6	日立グローバルライフソリューションズ(株)	401	セキグチ ヨウスケ 関口 陽介		363-2031	363-2165
7	室賀法律事務所	402,403	ムロガ ヤスシ 室賀 康志	所長	364-2424	364-2626
8	戦力エージェント(株)	405	セト シュウ 瀬戸 周	マネージャー	370-2110	361-9321
9	トプレック(株)	406	セキグチ トシアキ 関口 利明	課長	364-5703	364-5723
10	日立空調ソリューションズ(株)	407~410	ニシモト ヨシカツ 西本 良勝	所長代理	363-1251	363-1285
11	住友生命保険	501~505	ホシナ ヨウコ 星名 よう子	支部長	363-7280	363-7284
12	群馬県セメント卸協同組合	506	オオツカ カナ 大塚 加奈	事務員	362-7131	362-7391
13	東芝ライテック(株)	507,508	ハルタ エイジ 春田 英二	所長	363-1511	363-1510
14	(株)読売旅行	601	ヤマグチ カズノブ 山口 和伸	所長	365-2331	365-2330
15	(株)淀川製鋼所	602~604	ナルオカ ケイイチ 成岡 慶一	所長	361-1281	363-0810
16	(株)ENEOSフロンティア 北関東カンパニー	605	タマシロ エイジ 玉城 栄治	マネージャー	395-5603	388-9710
17	(株)シスプラ	606~610	カバサフ ヒトシ 栴澤 均	代表取締役	363-8377	363-8313
18	関東化学(株)	701~704	ホソイ アキラ 細井 明	所長	360-3022	361-3032
19	(株)群馬銀行 西部エリア事務局	705	タカハシ ダイスケ 高橋 大輔	推進役	—	—
20	プラス(株)	706~709	ヌマタ マサル 沼田 賢	部長	364-8211	364-8213
21	Gift your Life(株)	710	タムラ ノリコ 田村 典子	マネージャー	364-8161	364-8201